

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年4月9日（金）

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

アメリカキャンプスタッフ用弁当の購入

(2) 業務内容

アメリカ合衆国オリンピック・パラリンピック委員会がアメリカ合衆国選手団のトレーニングキャンプ地として大蔵運動場(世田谷区大蔵4-7-1)等を利用する。スタッフが従事する令和3年7月12日から8月12日の期間において、スタッフに提供する弁当(昼食26食分、夕食14食分)を製造し、納入する。

(3) 納品日

令和3年7月12日から8月12日

なお、各日昼食26食は午前10時～午前12時まで、夕食14食は午後3時～午後5時までに届けること。

2 参加資格

提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の決定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止、入札禁止を受けている期間中でないこと。(ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があることは、本件の参加資格条件ではない。)
- (3) 会社更生法(昭和22年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 都道府県民税・市長村民税に滞納がないこと。
- (5) 食品衛生法を順守していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書の特定にあたっては、以下の基準を総合して判断する。

- (1) 様々なニーズに対応できる組織体制と業務実績及び会社概要
組織体制、業務実績、会社概要(区内・区外業者の区分についても評価上考慮する。)
- (2) 内容・味
食中毒等に配慮した衛生面、食べやすさ、使用食材(産地、無添加、無農薬等)、味
- (3) 価格
弁当一つあたり単価いくらで提供できるか。(使用済み容器の回収も含む)
なお、実際の契約金額は、提案書に提示した金額で契約するものとする。

5 手続き等

(1) 担当部課

アメリカキャンプスタッフ用弁当事業者選定委員会事務局

世田谷区スポーツ推進部オリンピック・パラリンピック担当課 担当：森島

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎1階

電話 03-5432-4337 FAX 03-5432-3080

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和3年4月9日(金)から令和3年4月23日(金)までの
午前8時30分から午後5時まで
※ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く
- ② 場所 (1)に同じ
- ③ 方法 希望者に無償で窓口にて配付
又は区のホームページからダウンロード可能

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/bunka/002/004/d00191058.html>

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 期限 令和3年4月23日(金) 午後5時まで
- ② 場所 (1)に同じ
- ③ 方法 持参又は郵送又はFAXで送信

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 期限 令和3年5月21日(金) 午後5時まで
なお、サンプルは令和3年5月24日(月)午前9時～午前12時
(正午)に、別途持参すること。サンプルの個数は、日替わり7
種のうち2種を2つずつ用意すること。
- ② 場所 (1)に同じ
- ③ 方法 持参に限る

6 その他の留意事項について

- (1) 提案にあたっては、区ホームページ等を参考にすること。

- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 提出書類等は返却しない。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (11) 区の都合により本事業がキャンセルとなった場合の規定については、選定された事業者と別途定める。